

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成18年9月22日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社ジョイス

イ 株式会社ツルハ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス北上江釣子店・ツルハドラッグ北上江釣子店 北上市上江釣子第6地割33番1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 駐輪場の位置及び収容台数

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(4) 変更する年月日 平成19年5月8日

(5) 変更の理由 お客様の生活利便性向上のため

2 届出年月日 平成18年9月7日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所